

北柏ふるさと公園レンタサイクル利用規約

このレンタサイクルは、一般財団法人柏市みどりの基金（以下「当法人」という。）が管理運営を行っております。この規約は、利用者のみなさまがレンタサイクルをご利用して頂く際に遵守して頂く事項について規定しています。ご利用に際しては、この規約を遵守のうえ、ご利用ください。

1 利用申請

利用の申請は、北柏ふるさと公園に設置されたレンタサイクルステーション（平日は北柏ふるさと公園管理事務所）に直接お越し頂き、利用申請書に必要事項をご記入頂きます。その際、ご本人確認をさせていただきますので公的機関で発行された身分証明証等（運転免許証、パスポート等）をご持参ください。

2 利用期間及び利用時間

レンタサイクルの利用期間及び利用時間は次のとおりです。

利用期間	利用時間
夏期（4月1日から9月30日）	午前9時から午後5時まで
冬期（10月1日から3月31日）	午前9時から午後4時まで

※12月1日から春休み前日までの休日は休業となります。

※利用期間内であっても当日の天候等により予告なく休業となる場合があります。

3 利用料金

自転車1台あたりの利用料金は次のとおりです。

区分	1日利用	4時間利用
シティサイクル	500円	
子ども用自転車	300円	
クロスバイク/ミニベロ	700円	
電動自転車	1,000円	
タンデム自転車	2,000円	1,000円
E-bike	2,000円	

※県民の日（6月15日）はシティサイクルと子供用自転車のみ無料となります。

※利用時間内に返却が無い場合、1台につき追加で500円を徴収し、その後1時間ごとに500円徴収します。

4 返却場所

レンタサイクルの返却出来る場所は次のとおりです。

平日	北柏ふるさと公園
土日祝日	北柏ふるさと公園、道の駅しょうなん、手賀沼公園

※シティサイクルと子供用自転車以外は、全日、利用申請を行ったサイクルステーションへの返却となります。

5 利用条件

- (1) 貸し出し・返却とも利用時間内に行ってください。
- (2) 利用時間内の返却が困難になったときは、事前に利用申請をしたサイクルステーションにご連絡ください。
- (3) 利用者1名につき1台の貸し出しとなります。
- (4) 小学生以下のお子様は、保護者の管理下においての利用となります。
- (5) 中学生以上18歳未満の方のみで利用する場合は、当法人が別に定める保護者の同意書が必要となります。
- (6) 利用者1名につきヘルメット1個の無料貸出しが可能です。乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされており、着用を推奨します。
- (7) チャイルドシートへの乗車は小学校入学前の幼児のみ可能です。この場合、運転者は16歳以上であることが必要です。

6 自転車の故障等

- (1) 利用中に発生したタイヤのパンク等の故障又は損傷があった場合は、速やかに利用申請をしたサイクルステーションにご連絡ください。利用時間内であれば無償で代替車両をご用意します（代替車両の移送は行いません）。
- (2) 当法人の事前の了承無く利用者自身で自転車を修理した場合、その費用は当法人では一切負担いたしません。
- (3) 利用者の故意による自転車の故障又は損傷については、原則としてその修理に要した費用をご請求させていただきます。
- (4) 利用者に起因する自転車の故障により利用者や第三者に損害が発生した場合において、当法人は一切の責任を負いません。
- (5) 貸出した備品（ヘルメット等）を紛失した場合又は破損・汚損した場合、実費相当額をご請求させていただきます。

7 事故・盗難・紛失等

- (1) 利用中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害が発生した場合において、当法人は一切の責任を負いません。
- (2) 利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、利用申請をしたサイクルステーションに「事故発生の日時」「場所」「原因」「事故の状況」を報告してください。
- (3) 事故について示談等が必要な場合は、自らの責任において行ってください。なお、上記にかかわらず、当法人が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当法人が被害を被った場合は、利用者にその損害賠償をご請求することがあります。
- (4) 利用者が利用中に自転車の盗難にあった場合は、速やかに利用申請をしたサイクルステーションに報告をしてください。無施錠により盗難された場合等、盗難・紛失の原因が利用者にある場合や、利用者による重大な過失が認められた場合は、損害金を請求する場合があります。なお、損害金受領後に自転車の返還があった場合でも、損害金の返金は行いません。
- (5) 自転車の鍵を紛失又は破損した場合、鍵の交換費用として、その交換に要した費用をご請求させていただきます。
- (6) 自転車を「放置禁止区域」等に駐輪又は放置し撤去された場合は、自転車の回収に要した費用をご請求させていただきます。

8 禁止事項

自転車の利用に際し、次の行為を禁止いたします。

- (1) 運転中ながらスマホ、飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合においても運転を継続する行為
- (6) 利用申請者以外の者に使用させること
- (7) その他、法令諸規則に反する行為

9 利用の取り消し等

利用者又は利用申請者（以下「利用者等」という。）が利用規約に違反した場合又は次の各号に該当する場合は、利用を取り消し又は利用をお断りすることがあります。なお、利用取消しとなった場合においても利用料金の返還等を行いません。

- (1) 利用者等が第8項に掲げる禁止事項を遵守できないと認められるとき
- (2) 利用者等が暴力団関係団体等、反社会的勢力に属していると認められるとき
- (3) 暴風等の悪天候のとき、若しくはそれらが予測されるとき
- (4) 地震等の災害が発生したとき
- (5) その他、当法人が適当でないと認めたとき